

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】 後期高齢者医療制度の被保険者に対する 健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について



大阪府後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者に対して各種保健事業を実施しています。

【後期高齢者医療健康診査】

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックをしますので、現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。**受診の際は、受診券と被保険者資格を確認できるもの^{※1}を忘れずにお持ちください。**

注1:〈1〉～〈3〉のいずれか

- 〈1〉マイナ保険証 〈2〉資格確認書
〈3〉被保険者証(令和7年7月31日まで使用可能)

ただし、以下に該当する方は、健康診査の対象外となります。

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
 - ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方
- ※退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行いたしますので、お問い合わせください
※事前に必ず受診希望の医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせください
※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません

【後期高齢者医療歯科健康診査】

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)

広域連合が指定する歯科医院等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。**受診の際は、被保険者資格を確認できるもの^{※1}を忘れずにお持ちください。(受診券はありません。)**

注1:〈1〉～〈3〉のいずれか

- 〈1〉マイナ保険証 〈2〉資格確認書
〈3〉被保険者証(令和7年7月31日まで使用可能)

ただし、以下に該当する方は、歯科健康診査の対象外となります。

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
 - ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方
- ※事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください



【人間ドック費用の一部助成】

人間ドック(公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限り)を受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担していただいた後、区役所保険年金課③番窓口で費用助成を申請してください。

なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

▼申請に必要なもの

- 1 受診された人間ドックの「領収書」
- 2 検査結果通知書一式(コピー可)
- 3 本人確認書類
- 4 口座情報のわかるもの
- 5 申請書(質問票を含む)…申請時にお渡します。

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者をご自身で記入されない場合は、印かんが必要です
※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎4790-2031 ☎4790-2030

※問合せ可能日、可能時間(月～金曜日(祝日を除く)9:00～17:30)



児童扶養手当の支給月額が改定されます

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が改定されます。

令和7年4月分から

- (児童1人目)
全部支給 45,500円→46,690円
一部支給 45,490円～10,740円→46,680円～11,010円
- (児童2人目以降)
全部支給 10,750円→11,030円
一部支給 10,740円～5,380円→11,020円～5,520円

に改定されます。現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口 ☎4302-9857

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

事業対象者数 計 約14,000名
令和7年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

- ①特別児童扶養手当(1級):55,350円→56,800円
 - ②特別児童扶養手当(2級):36,860円→37,830円
 - ③特別障がい者手当:28,840円→29,590円
 - ④障がい児福祉手当:15,690円→16,100円
 - ⑤経過的福祉手当:15,690円→16,100円
- ①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。
③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口 ☎4302-9857



4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です

犬や猫に関する苦情がたくさん寄せられています。世の中は動物が好きな人ばかりではありません。人と動物が共生できるように、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

◆トイレトレーニングをしましょう。

- ・普段から、ふん・尿は自宅で済ませることができるようトレーニングを行いましょう。
- ・散歩の時に排泄してしまった場合は、必ず飼い主が責任を持って後始末をしましょう。

◆不妊・去勢手術をしましょう。

- ・もらい手のない子犬・子猫を増やさないためにも、育てる見込みがない場合は、不妊・去勢手術を受けさせてください。手術により、健康面・行動面・性格面でもプラスの効果があると言われています。

◆愛情と責任をもって終生飼いましょう。

- ・犬や猫を捨てることは、動物の愛護及び管理に関する法律に違反し、罰則が科せられます。



◆鳴き声を防止しましょう。

- ・ご自身が思っている以上に鳴き声は大きく響いていますので、吠え癖がつかないようにしつけてください。

◆無責任な放し飼いはやめましょう。

- ・猫は、放し飼いにし、他人の家等をふん・尿等で汚すなど、迷惑をかけることがありますので、ぜひ室内で飼育しましょう。
- ・犬の放し飼いは、条例により禁止されていますので、絶対にしてはいけません。

「街ねこ」活動をご存じですか。

地域にお住まいの皆さんの合意と協力のもと、地域の野良猫に不妊去勢手術を行い、地域住民が主体となりエサ場やトイレの清掃等適正に管理していく取り組みを「街ねこ」活動といいます。大阪市ではこの「街ねこ」活動の手術費助成やルールづくりのお手伝いをしています。

問合せ 保健福祉課(地域保健)③番窓口 ☎4302-9973

令和7年度 狂犬病予防集合注射のお知らせ

狂犬病予防法により、毎年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。飼い主の方は、集合注射会場または動物病院にて、令和7年度の狂犬病予防注射を必ず受けさせてください。

【区内の集合注射実施日時および場所】

実施日	時間	実施場所
4月 8日(火)	13:30～16:00	平野区役所(1階ピロティ)
4月10日(木)		平野区民センター(駐車場北西側)
4月12日(土)		平野区北部サービスセンター(南側駐車場)

【ご持参いただくもの】

3,300円(注射料金2,750円 注射済票交付手数料550円)
※注射料金と手数料は別々に徴収しますので、あらかじめご用意していただくをお願いします
案内通知書(あらかじめ必要事項をご記入下さい)
※案内通知書がない場合でも、接種を受けることができます

注意事項

- ・集合注射会場では、飼い犬の登録申請受付及び鑑札交付は行いません。
- ・飼い犬登録がお済でない場合でも、集合注射会場で接種を受けることができます。
- ・当日午前11時時点で、大阪市内に「特別警報」「暴風警報」が発表された場合は中止します。その場合は、区役所のホームページなどでお知らせします。なお、個別の連絡は致しません。
- ・会場へは外れないよう首輪を適切に付け、犬を制御できる方が連れて来てください。
- ・平野区北部サービスセンター(南側駐車場)へお越しの際は近隣施設へのご迷惑となりますので、お車での来場はお控えいただくか、近隣のコインパーキングをご利用ください。
- ・予防注射は、動物病院でも受けることができますが、料金等は各病院にご確認ください。